

日本年金機構業務方法書（案）について

1. 業務方法書の位置づけ

- (1) 日本年金機構法第32条第1項の規定に基づき、日本年金機構（以下「機構」という。）の適正な業務執行を確保するために、機構に作成が義務づけられる業務の実施要領。
- (2) 機構設立時は、法附則第5条第3項の規定に基づき、設立委員が作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2. 業務方法書に記載すべき事項

※ 厚生労働省令で定めることとされており、同省令においては、以下の各事項を定める予定

- (1) 基本的には、独立行政法人における業務方法書の記載事項に準拠して規定
 - 業務の方法に関する事項
 - 業務の委託に関する事項
 - 契約に関する基本的事項
- (2) 上記に加え、内部統制システムに関する事項を記載事項として規定
 - ※1 国会で継続審議中の独立行政法人通則法改正案においては、会社法等を参考として、内部統制システムの業務方法書への記載を義務化
 - ※2 基本計画において、内部統制システムの構築が機構の最重要課題のひとつとして位置づけ

日本年金機構法（平成十九年法律第九号）（抜粋）
（業務方法書）

第三十二条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

附則

（設立委員等）

第五条 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。

2（略）

3 設立委員は、業務方法書、制裁規程その他厚生労働省令で定める規則を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4・5（略）

日本年金機構業務方法書(案)

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 業務の方法に関する事項（第5条－第7条）
- 第3章 業務の委託に関する基準（第8条－第10条）
- 第4章 契約に関する基本的事項（第11条－第15条）
- 第5章 内部統制システムに関する事項（第16条）
- 第6章 雑則（第17条－第19条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、日本年金機構法（平成19年法律第109号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、日本年金機構（以下「機構」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

（業務の執行）

第2条 機構は、法その他の関係法令の規定によるほか、この業務方法書の定めるところにより、これらを遵守して業務を行う。

（業務運営の基本方針）

第3条 機構は、政府管掌年金事業に対する国民の意見を反映しつつ、提供するサービスの質の向上を図るとともに、業務運営の効率化並びに業務運営における公正性及び透明性の確保に努めるものとする。

（用語の意義）

第4条 この業務方法書において使用する用語の意義は、別に定める場合を除き、法その他関係法令に規定する用語の意義によるものとする。

第2章 業務の方法に関する事項

(業務の内容)

第5条 機構は、法第27条の規定に基づき、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定に基づき、機構が行うこととされた適用、給付及び徴収に係る事務、教育、広報、相談及び情報提供の事業並びに電子情報処理組織の運用等
 - (2) 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定に基づき、機構が行うこととされた適用、給付及び徴収に係る事務、教育、広報、相談及び情報提供の事業並びに電子情報処理組織の運用等
 - (3) 児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定に基づき、機構が行うこととされた拠出金の徴収に係る事務
 - (4) 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定に基づき、機構が行うこととされた適用及び徴収に係る事務等
 - (5) 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定に基づき、機構が行うこととされた適用及び徴収に係る事務等
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）その他の法律の規定に基づき、機構が行うこととされた事務
 - (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 機構は、当分の間、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）の規定に基づき、機構が行うこととされた給付金及び徴収金に係る業務を行う。

(業務の基本方針)

第6条 前条に規定する業務のうち、適用に係る事務については、正確な年金記録の基礎となるものであることにかんがみ、次の各号に掲げる事項に留意し、適正に実施するものとする。

- (1) 厚生年金保険、全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険（以下「厚生年金保険等」という。）の未適用の事業所又は船舶所有者の適用を促進する。また、適用事業所又は船舶所有者からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出の促進や、事業所調査、職権によ

る適用により、厚生年金保険等の適用の適正化を図る。

- (2) 国民年金の第三号被保険者の種別の変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。
- 2 前条に規定する業務のうち、給付に係る事務については、迅速な決定及び適正な支給に留意し、適正に実施するものとする。
- 3 前条に規定する業務のうち、徴収に係る事務については、次の各号に掲げる事項に留意し、適正に実施するものとする。
 - (1) 厚生年金保険等の保険料等の確実な納入を促進するとともに、保険料等を滞納する事業主又は船舶所有者に対する納付の督促及び滞納処分等を確実に実施する。
 - (2) 国民年金の保険料等について、納めやすい環境づくり、効果的かつ効率的な納付督促の実施、強制徴収の厳正な執行、免除又は猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。
- 4 前条に規定する業務のうち、相談の事業については、被保険者、受給権者その他の関係者（以下「被保険者等」という。）の立場に立った利用しやすい相談体制を整備するとともに、懇切丁寧に対応することに留意し、適正に実施するものとする。
- 5 前条に規定する業務のうち、教育、広報及び情報提供の事業については、次の各号に掲げる事項に留意し、適正に実施するものとする。
 - (1) 政府管掌年金事業に関する国民の理解と信頼を確保するため、効果的な年金教育及び広報を行う。
 - (2) 年金個人情報の保護の重要性についての認識を徹底するとともに、被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供する。
- 6 前条に規定する業務を行うにあたり必要な年金記録の管理は長期間にわたり厳格に実施するものとする。

（電子情報処理組織の運用における機構の役割）

第7条 第5条に規定する業務を行うために必要な電子情報処理組織（以下この条において「処理組織」という。）については、厚生労働大臣が保有主体となるが、その開発（当該処理組織の修正を含む。以下同じ。）、管理及び運用において、機構が主体的に行うものとする。

- 2 機構は、処理組織の開発、管理及び運用に関して次の各号に掲げる業務について責任を負い、これを行う。
- (1) 業務運営の効率化並びに業務運営における公正性及び透明性の確保のための処理組織の開発の企画立案に関する業務
 - (2) 処理組織の開発に係る基本計画の策定に関する業務
 - (3) 処理組織の開発に係る業務の一部を委託する場合における受託者の選定に関する業務
 - (4) 処理組織の開発に係る業務を委託する場合における当該委託業務の適正かつ確実な遂行の確保に関する業務
 - (5) 開発された処理組織の検査に関する業務
 - (6) 処理組織の管理、運用及び保守に関する業務
- 3 機構は、前項第1号から第3号までの業務を行うときは、別に定めるところにより、厚生労働大臣に協議し、承認を得るものとする。この場合において、機構の意見は尊重されるものとする。

第3章 業務の委託に関する基準

(業務の委託)

- 第8条 機構は、厚生労働大臣の定める基準に従って、第5条に規定する業務の一部を委託することができる。
- 2 機構は、前項の規定に基づき、業務の委託をしようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

(個人情報管理)

- 第9条 機構は、その業務の一部を委託するに当たって、保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける受託者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じさせるものとする。

(外部委託規程の策定)

- 第10条 この章に定めるもののほか、機構が行う業務の委託に関し必要な事項については、別に外部委託規程を定める。

第4章 契約に関する基本的事項

(契約方式)

第11条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより一般競争入札の方法により、これを締結するものとする。

(随意契約によることができる場合)

第12条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にかかわらず、随意契約の方法により契約を締結することができる。

- (1) 契約の性質又は目的により一般競争入札によることが適当ではないと認められる場合
- (2) 緊急の必要により一般競争入札によることができないと認められる場合
- (3) 一般競争入札によることが不利と認められる場合
- (4) 契約に係る予定価格が一定額以下の少額である場合
- (5) 一般競争入札を行った場合において、入札者がいない場合
- (6) 一般競争入札を行った場合において、再度入札を行っても落札者がいない場合

(落札の方法)

第13条 機構は、一般競争入札による場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、機構の支払の原因となる契約のうち、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができるものとする。

2 機構は、契約の性質又は目的に応じ、前項の規定によることが適当ではないと認める契約については、同項の規定にかかわらず、予定価格の範囲内で入札を行った者について、入札価格に加え、

性能、機能、技術等を総合的に評価し、機構にとって最も有利な申込みをした入札者を落札者とする方式（総合評価落札方式）により、落札者を決定することができるものとする。

（契約の特例）

第14条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するため機構の締結する契約のうち当該協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定める。

（会計規程への委任）

第15条 この章に定めるもののほか、機構が行う契約に関して必要な事項は、法第46条に規定する規程で定める。

第5章 内部統制システムに関する事項

（内部統制システム構築の基本方針）

第16条 機構は、次の各号に定めるところにより、理事長その他役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が法その他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（次項において「内部統制システム」という。）を構築するとともに、継続的にその改善を図るものとする。

- (1) コンプライアンス（法令、各種規程等を遵守するとともに社会的規範に従うこと）の確保のため、コンプライアンス委員会及び担当部署を設置し、コンプライアンス規程及び職員行動規範を策定するとともに、外部の弁護士の参画の下で法令違反に関する通報制度を設ける。
- (2) 業務運営における適切なリスク管理のため、リスク管理委員会及び担当部署を設置し、リスク管理規程を策定するとともに、リスクアセスメント調査を実施し、業務運営全般に係るリスク管理を行う。
- (3) 業務の有効性・効率性の確保のため、業務の実施に係る判断基準、指揮命令系統並びに責任及び権限を明確にした業務処理マニュアルに基づく業務の執行を徹底するとともに、第17条に規定する運営評議会のほか、機構の業務運営に関する意見を収集し、国民の意見を適切に業務運営に反映させる。

- (4) 適切な外部委託の管理のため、業務横断的に委託業務の品質を管理する担当部署を設置し、委託業務を所管する部署における委託業務責任者を設置するとともに、第10条に規定する外部委託規程に基づき、業務の委託の各過程における管理及び監視を行う。
 - (5) 情報の適切な管理及び活用等のため、情報伝達規程、文書管理規程及び個人情報保護管理規程を策定し、当該規程に基づく情報の伝達、保存、管理及び活用を徹底する。
 - (6) 業務運営及び内部統制の実効的な監視及び改善のため、監事の職務を補佐する監事室を設置し、監事による適正で効果的な監査を実施する。また、理事長直属の監査部門を設置し、監査規程を策定するとともに、外部監査を活用しつつ、効果的な監査を実施する。これらの監査の結果を踏まえて、各担当部門がその役割に応じながら連携し、業務運営及び内部統制の改善を確実に行う。
 - (7) ITへの適切な対応のため、システム担当理事（CIO）及びシステム部門（PJMO）を置き、電子情報処理組織（第7条に規定する電子情報処理組織を含む。）の開発、管理及び運用を適切に行うとともに、ITに係る専門人材の育成を進める。
- 2 理事会は、前項の内部統制システムの適切な構築に必要な取組の方針について決定するとともに、当該取組を統括するものとする。

第6章 雑則

（運営評議会の意見の反映）

第17条 機構は、法第28条の規定に基づき、被保険者、事業主、年金給付の受給権者その他の関係者により構成される運営評議会を設置し、その意見を機構の業務運営に反映させるものとする。

（情報の公開）

第18条 機構は、業務の運営に関し、当該業務の目標や実績等について、年次報告書その他により公開するものとする。

(実施に関する事項)

第19条 この業務方法書に定めるもののほか、機構の業務の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この業務方法書は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第4章の規定は、この業務方法書の施行日前において、国が、機構が締結することとなる契約に係る公告その他の準備行為を行い、施行日以降において機構が締結する契約については、適用しない。

(参考1) 関係条文

○日本年金機構法（平成19年法律第109号）（抜粋）

(目的)

第一条 日本年金機構は、この法律に定める業務運営の基本理念に従い、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業（以下「政府管掌年金事業」という。）に関し、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定に基づく業務等を行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度（以下「政府管掌年金」という。）に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(基本理念等)

第二条 日本年金機構は、その業務運営に当たり、政府管掌年金が国民の共同連帯の理念に基づき国民の信頼を基礎として常に安定的に実施されるべきものであることにかんがみ、政府管掌年金事業に対する国民の意見を反映しつつ、提供するサービスの質の向上を図るとともに、業務運営の効率化並びに業務運営における公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

2 厚生労働大臣及び日本年金機構は、政府管掌年金が国民生活の安定のみならず、医療保険事業その他の社会保険事業の安定的な運営に寄与し我が国社会の持続的な発展の基盤となるものであることにかんがみ、政府管掌年金事業について、厚生年金保険及び国民年金の被保険者（第二十八条、第二十九条及び第三十条第二項において「被保険者」という。）、事業主、地方公共団体並びに政府管掌年金事業に関する団体（次項において「被保険者等」という。）の協力の下に適正に運営するとともに、政府管掌年金及び政府管掌年金事業に対する国民一般の理解を高めるよう努めなければならない。

3 被保険者等は、政府管掌年金の円滑な実施に適切な役割を果たすとともに、政府管掌年金事業に対する理解を深め、その運営に協力するよう努めなければならない。

(業務の範囲)

第二十七条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 厚生年金保険法第百条の四第一項に規定する権限に係る事務、同法第百条の十第一項に規定する事務、同法第七十九条第一項各号に掲げる事業及び同条第二項に規定する運用並びに同法第百条の十一第一項に規定する収納を行うこと。

二 国民年金法第百九条の四第一項に規定する権限に係る事務、同法第百九条の十第一項に規定する事務、同法第七十四条第一項各号に掲げる事業及び同条第二項に規定する運用並びに同法第百九条の十一第一項に規定する収納を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 児童手当法第二十二条第三項に規定する権限に係る事務及び同条第八項に規定する事務を行うこと。

二 健康保険法第二百四条第一項に規定する権限に係る事務、同法第二百五条の二第一項に規定する事務及び同法第二百四条の六第一項に規定する収納を行うこと。

三 船員保険法第百五十三条第一項に規定する権限に係る事務、同法第百五十三条の八第一項に規定する事務及び同法第百五十三条の六第一項に規定する収納を行うこと。

四 次に掲げる事務を行うこと。

イ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十六条第九項に規定する事務並びに同法第百十三条第二項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の二十四の二第二項及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第百四十五号）第四十七条の三第二項に規定する権限に係る事務

ロ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第十二項に規定する権限に係る事務

ハ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）その他の法律の規定による厚生年金保険法による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付（次条並びに第三

十八条第五項第二号及び第三号において「年金給付」という。)の支払をする際における保険料その他の金銭の徴収及び納入に係る事務

二 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)第百三条の二第一項に規定する権限に係る事務及び同法第百三条の三第一項に規定する事務

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(被保険者等の意見の反映)

第二十八条 機構は、第二条第一項の趣旨を踏まえ、被保険者、事業主、年金給付の受給権者(次条及び第三十条第二項において「受給権者」という。)その他の関係者の意見を機構の業務運営に反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(業務の委託等)

第三十一条 機構は、厚生労働大臣の定める基準に従って、第二十七条に規定する業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者(次項において「受託者等」という。)又はこれらの者であった者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第二十条の規定は、受託者等について準用する。

(業務方法書)

第三十二条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

(会計規程)

第四十六条 機構は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

附 則

(設立委員等)

第五条 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、基本計画に基づき、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を定めなければならない。

3 設立委員は、業務方法書、制裁規程その他厚生労働省令で定める規則を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の規定によりした厚生労働大臣の認可は、厚生労働省令で定めるところにより、施行日において、第二十六条第一項、第三十二条第一項その他の厚生労働省令で定める規定によりした厚生労働大臣の認可とみなす。

5 設立委員は、機構の設立の準備を完了したときは、その旨を厚生労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

○日本年金機構法第三十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準(平成21年厚生労働省告示第95号)

日本年金機構法(以下「法」という。)第三十一条第一項の厚生労働大臣の定める基準は、法附則第三条第一項に規定する基本計画(以下「基本計画」という。)において、日本年金機構が法第三十一条第一項の規定により委託する業務、委託先の選定に係る基準その他の業務の委託の推進についての基本的な事項として定められた内容に従うものであることとする。ただし、基本計画において、法第三十一条第一項の規定により委託する業務として定められていないものであっても、日本年金機構の業務運営の効率化、経費の削減及び国民に対して提供するサービスの質の向上に資するものとして厚生労働大臣の承認を得た業務については、これを委託することができる。

(参考 2)

日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画（平成20年7月29日閣議決定）【抜粋】

Ⅱ 機構の組織体制

2. 組織ガバナンスの確立

(2) 内部統制の仕組みの構築

- ・ 機構における内部統制の構築に当たっては、事件、事故、事務処理誤りなどの業務上のリスクを未然に防ぎ、仮に発生した場合にも迅速に対応し、再発を防ぐ体制づくりが国民の信頼回復の上で急務である。現在、民間企業では、金融商品取引法や会社法に基づき、内部統制の構築に積極的に取り組んでいる。機構は、こうした民間企業の取組を十分研究し、国民の厳しい視線が向けられていることを認識した上で、厳格な内部統制の仕組みを構築する。
- ・ 機構においては、業務の有効性・効率性と法令等の遵守に重点を置く。このため、リスクアセスメント調査、業務処理マニュアルの整備を進めることや、内部統制を推進する組織体制を整備するなど、内部統制の強化に早急に取り組む。

(3) 監査体制及びコンプライアンス体制の整備

- ・ これらの内部統制が組織の末端まで徹底され、有効に機能しているかを検証するため、内部監査機能を充実する。理事長に直結した内部監査部門を設け、外部専門家の知見の活用なども図りつつ、抜き打ち監査や重点監査の実施など効果的な内部監査を行うことを通じて、機構自らがPDCA（Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Act（改善））サイクルの中で不断の改善努力を続けるとともに、機構法に定められた会計監査人による会計監査のみならず、業務についても外部監査を活用する。
- ・ コンプライアンス体制の整備については、社会保険庁において、平成20年4月から内外からの通報を受け付ける外部弁護士による外部通報窓口を設けているが、機構においても、内部統制の仕組みの構築の一環として、不正の監視や未然防止のため、外部通報窓口を設ける。また、コンプライアンス体制の整備に当たっては、単に法令遵守というだけではなく、国民や機構の職員の声に率直に耳を傾け、サービスの向上、国民の信頼確保につなげていくという姿勢を重視する。
こうした点を踏まえて、機構にコンプライアンス・リスク管理担当部門を置き、内部監査部門とも連携してガバナンスを確保していく。

(4) ITガバナンスの構築を含むIT体制の確立

- ・ 今後、システム開発については、法律上、厚生労働大臣が記録の保有主体とされていることとの関係で、厚生労働大臣が最終的な責任を負う仕組みとされているが、実際にシステムを使用して業務運営を行うのは機構である。
このような制度的枠組みの下で、厚生労働省と機構の権限・責任関係が不明確となることのないよう、厚生労働省と機構の効果的・効率的な役割分担に基づく体制を構築する。
- ・ 具体的には、システム開発・管理・運用の一連の実務については、システムを用いて公的年金業務の実務を担う機構が一貫して責任を果たせるよう、できる限り機構に必要な権限と責任及び人材を集中させるとともに、その権限及び責任の内容を明確化する。
- ・ こうした役割分担の下で、従来、システム開発が開発業者任せとなっていた反省を踏まえ、機構には、CIO（システム担当理事）やPJMO（本部のシステム部門）を置き、これらが実質的に機能するための人材を確保・育成する。

7. 国民サービスの向上と情報公開

- ・ 国民の信頼回復といった観点から、国民サービスの向上や情報公開に向けた取組をより一層充実させる。
- ・ このため、国民のニーズの的確な把握と、そのニーズが業務運営に直接反映される仕組みを確立する。具体的には、効果的で継続的な利用者ニーズ調査の実施や、被保険者、事業主、受給者などの意見を反映する仕組みとして設置が予定されている運営評議会について、理事長に対し報告を求め、改善意見を提出する権限を付与するなどその機能の充実を図る。
- ・ 広報についても、国民にとって分かりやすく親切な情報提供を効果的に行うとともに、機構の業務目標や成果などについて、年次報告書その他により情報公開していく。

Ⅲ 業務の外部委託推進についての基本的考え方

3. 外部委託契約のあり方など外部委託推進に当たって留意すべき事項

(1) 委託先の適切な選定

- ・ 外部委託契約の締結に当たっては、契約の競争性や透明性の確保を図るため、一般競争入札を原則とした上で、業務品質の維持・向上が図られるような措置を講じる。
- ・ このため、入札に当たっては、適切な業者選定ができるよう、委託する

業務の内容に応じ、価格のみの競争ではなく、総合評価落札方式や企画競争を活用する。その際、提案依頼書（RFP（リクエストフォープロポーザル））を作成し、契約を希望する業者に明確に示すものとする。

（２）委託業者の業務内容の管理・監視

- ① 外部委託業務を統括的に管理する部門の設置、外部委託規程の策定など体制面を整備する。特にシステム関係については、開発業者に依存してきたこれまでの反省に立って、委託業者に対し、十分な管理、監視を行える人材や組織体制を確保する。

(参考3)

社会保険庁の事務の実施基準及び準則

※中央省庁改革基本法の規定に基づき、厚生労働大臣が、社会保険庁長官にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則として定めたもの

I 実施基準

社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業（以下「社会保険事業」という。）の保険者として、適正かつ安定的に事業を運営するとともに、厚生労働省設置法等により、その任務とされた事務を適正に実施する。

また、事業の運営に当たっては、常に国民の立場に立ち、透明性の確保を図るとともに、事務の効率化を進め、もって、社会保険事業に対する国民の理解と信頼を得る。

II 事務の実施準則

1 適用事務に関する事項

- (1) 国民年金の未加入者の把握及び確実な適用に努めること。
- (2) 国民年金の第一号被保険者及び第三号被保険者に係る被保険者種別変更の届書等の適正な届出及び早期提出について、被保険者等に的確に周知するとともに、励行を促進すること。
- (3) 政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る各種届書等の適正な届出及び早期提出について、事業主（船舶所有者を含む。以下同じ。）及び被保険者に的確に周知するとともに、励行を促進すること。
- (4) 事業主に対する的確かつ効率的な調査を行うことにより、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る被保険者（被扶養者を含む。）に係る資格及び標準報酬等を適正に把握すること。
- (5) その他被保険者等の適用については、関係法令に基づき適正に行うこと。

2 保険料等収納事務に関する事項

- (1) 国民年金の保険料の収納については、年金制度及び保険料納付の重要性についての啓発、納付督促、口座振替の促進、納付しやすい環境づくりを進めるとともに、より一層効果的な収納確保方策について工夫し、適正な収納に努めること。
- (2) 政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る保険料並びに児童手当事業に係る拠出金（以下「保険料等」という。）の収納の確保については、事業主に対する制度啓発、口座振替の促進等により、保険料等の納期限内の納入を促進すること。
- (3) 保険料等を滞納する事業主に対する納付の督促及び国税滞納処分の例による処分を確実に実施すること。
- (4) 介護保険法に基づく介護保険料の徴収事務については、円滑な実施を図ること。
- (5) その他保険料等の収納については、関係法令に基づき適正に行うこと。

3 保険給付事務に関する事項

- (1) 社会保険事業に係る保険給付については、正確に決定及び支払を行うこと。
- (2) 厚生年金保険事業及び国民年金事業に係る保険給付については、各種届書等の適正な届出について、受給権者等に的確に周知し、励行を促進すること。
- (3) 年金に関する被保険者記録については、正確に管理すること。
- (4) その他保険給付の事務については、関係法令に基づき適正に行うこと。

4 社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項

- (1) 社会保険オンラインシステムについては、業務・システム最適化計画に基づき、見直しを実施すること。

5 広報、情報公開、相談等に関する事項

- (1) 社会保険事業に対する国民の理解と信頼を確保するため、効果的な広報を行うこと。

- (2) 相談体制を整備し、国民からの相談に対しては、懇切丁寧に対応すること。
また、事業に関する意見は真摯に聞き、事業の改善に役立てること。
- (3) 職務上知り得た個人情報については、厳正に保護すること。
- (4) 国民に対する情報提供の充実を図るとともに、レセプトの開示等についても適切に対応すること。
- (5) 職員の専門的な知識の習得及び資質の向上を図ること。

6 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

- (1) レセプトの点検調査、医療費通知等により、医療給付の適正化を図ること。
- (2) 被保険者等の健康管理意識の高揚及び健康の保持増進を図り、ひいては医療給付を適正なものとするため、生活習慣病予防健診、それに基づく事後指導等の事業を適切に実施すること。
- (3) その他の保健事業及び福祉施設事業については、適切に実施すること。

(参考 4)

○国が行う契約については、会計法、予算決算及び会計令の適用を受けるが、機構は国の機関ではないため、直接には、これらの規定の適用は受けない。
○ただし、独立行政法人については、随意契約の適正化を図るため、国の基準を参考に、業務方法書や会計規程において基準を明確にすることが求められている。

●会計法（昭和22年法律第35号）

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

2・3 （略）

4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

第二十九条の六 契約担当官等は、競争に付する場合には、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

2 国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとつて最も有利なもの（同項ただし書の場合にあつては、次に有利なもの）をもつて申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

●予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）

（随意契約によることができる場合）

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。
- 八～二十五 （略）

第九十九条の二 契約担当官等は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

(参考5)

他の独立行政法人の業務方法書記載事項の比較

独立行政法人名	業務方法書の記載概要									条数
	総則	業務の方法に関する事項			業務の委託に関する基準		契約に関する基本的事項	内部統制システムに関する事項	雑則(情報の公開、その他)	
		業務の種類	業務の留意事項	業務の実施方法	委託基準	個人情報保護				
(独)労働安全衛生総合研究所	○	○	○	○	○	×	○	×	○	32
(独)勤労者退職金共済機構	○	○	○	×	○	×	○	×	○	17
(独)雇用・能力開発機構	○	○	○	○	○	×	○	×	○	28
(独)国立病院機構	○	○	×	×	○	×	○	×	×	10
(独)年金・健康保険福祉施設整理機構	○	○	○	×	○	○	○	×	○	38
年金積立金管理運用独立行政法人	○	×	○	×	○	×	○	×	×	14
(独)農業者年金基金	○	○	○	×	○	×	○	×	○	51
(独)日本貿易保険	○	○	○	×	○	×	○	×	×	12
(独)中小企業基盤整備機構	○	×	○	×	○	×	○	×	○	38

注)「業務の方法に関する事項」の記載内容により、業務方法書の条数に違いが生じている。